

## 第11回 新居浜市子ども・子育て会議議事録概要

- 1 日 時 平成28年2月23日（火） 14:55～16:30
- 2 場 所 新居浜市役所3階 応接会議室
- 3 出席者 岡田真理子委員、合田 史宣委員、立花久美子委員、合田 幸広委員、  
神野 年夫委員、渡部 昭子委員、三並 保委員、八子美代子委員、  
明比 清美委員、住 竜太郎委員、近藤直緒美委員、岡野 弥生委員、  
松本 彰委員、高橋由紀子委員（以上名簿順）  
（欠席者）真鍋 曜委員  
事務局：子育て支援課 岡部部長 藤田次長 尾崎主幹  
藤田主幹  
傍聴者：(株)ハートネットワーク

### 4 会議結果

#### (1) 会長挨拶

##### 【渡部会長】

みなさん、こんにちは。それでは定刻より少し早いですが、みなさんお揃いですので会議を始めさせていただきます。平成28年も早や2か月が過ぎようとし、平成27年度は残すところあと1か月となりました。委員の皆様には、年度末が近づき大変ご多忙な中、「第11回新居浜市子ども・子育て会議」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年4月から国が定めた子ども・子育て支援新制度が施行されましたが、もうすぐ初年度が終わろうとしています。

これまで当会議におきまして、子ども・子育て支援事業計画の策定や各種関係条例の審議等で延べ9回の会議を重ねながら、ようやく船出することができた新制度なのですが、その後順調に航海ができているのでしょうか？

今のところ世間を騒がすような大きな問題やトラブルが表に出てはいませんが、保育の現場や事務を担当する行政におきましては、目には見えない苦労も多かったのではないかと想像します。

本日の会議では、新制度における国の動向と合わせて、そのあたりのことについても情報共有や意見交換などを行い、これまでと同様に、委員の皆様方のご協力をいただきながら、当会議の運営を円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、最後までどうかよろしく願いいたします。

ここで、議事に入ります前に、8月に開催されました当会議にご出席いただかなかった委員さんをご紹介しますので、菊本幼稚園の神野委員さんか

ら一言ごあいさつをお願いいたします。

**【神野委員】**

菊本幼稚園の神野です。8月の会議では他の会と重なり出席できませんでしたので、今回はじっくりと皆様と審議したいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

**【渡部会長】**

ありがとうございました。本日は、新居浜商工会議所の真鍋委員さんからは、他の用務のため出席できない旨、あらかじめ連絡がございましたので、ここでご報告させていただきます。

なお、本日は当会議委員として14名の方のご出席をいただいておりますので、「新居浜市子ども・子育て会議条例第6条第2項」に規定する過半数の出席要件を満たしており、本会議が成立していることをご報告いたします。

また、会議の公開につきましては、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条」により、原則公開することとなっており、当会議の状況を市民の皆さんへ明らかにするとともに、会議運営の透明性を確保するため、全面公開とさせていただきますことをご了承ください。

また、本日の会議には、傍聴の方が1人いらっしゃいます。

**(2) 議 題**

**【渡部会長】**

それでは、議事を進めさせていただきます。まず、議題(1)「新居浜市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況(平成27年度実績見込)について」事務局から説明をいただいた後、質疑を行います。事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

事務局からの説明に入る前に、事前に送付させていただいた資料につきまして確認させていただきます。

まず、「本日の会次第」です。次に、12ページ綴りの「新居浜市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度実績見込)」、それから26ページ綴りの「平成28年度予算案における子ども・子育て支援新制度の状況について(抜粋)」です。続きまして、A4縦1枚の「平成28年度における本市子ども・子育て支援施策一覧(新規及び変更分)案」です。

次に、A4縦1枚の「子ども・子育て支援新制度に基づく各主体別役割一覧表(事務局案)とA3横4枚の調査結果集計表」です。最後に、「子ども・子育て支援新制度に基づく各主体別役割に対する意見等提出票」で、こちらにつきましては本

日までに事務局の方へご提出いただくこととなっておりますので、ご提出がまだの方は、この場でお願いいたします。事前配布資料につきましては、以上全部で7種類の資料となります。

また、本日お席の方には「愛顔の子育て応援アプリきらきらナビ」のチラシと一部修正後の子ども・子育て支援新制度に基づく各主体別役割一覧表（事務局案）、それから過激なタイトルですが「保育園落ちた日本死ね!!!」のブログ記事をお配りさせていただいておりますが、いずれもこの後の議題の中で紹介させていただきます。配付資料の説明は以上となりますが、ご確認いただけましたでしょうか？不備等はありませんか？

それでは、まず議題（1）の「新居浜市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（平成27年度実績見込）について」説明をさせていただきます。

新居浜市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況につきましては、8月に開催しました当会議におきまして、平成27年度実施内容及び検討課題等についてあらかじめ委員の皆様には提示をさせていただいたところです。平成27年度の実績は3月末までが対象期間となりますが、本日議題といたしますのは、平成28年1月末現在の実績見込ですので、3月末で実績が確定した段階で、あらためて各委員の皆様には実績一覧表を送付させていただき、ご確認をいただく予定としております。ですので、本日は実績見込み内容に基づくご審議をよろしくお願いいたします。

当該資料につきましては、あらかじめお目通しいただいているものとして、今年度の実績を踏まえて、28年度におきましても継続実施する項目については説明を割愛し、ポイントとなる項目のみを説明させていただきますのでご了承ください。

まず、1ページNo. 2の子育て支援に関する窓口の一元化をご覧ください。これまで子育て関連情報の発信としまして、紙媒体である子育て情報誌「くれよん」を発行しておりましたが、フェイスブック、LINEやツイッターといったSNS（ソーシャルネットワーキングシステム）が広がりを見せ、さきほどご紹介をさせていただきました愛媛の子育て情報をまるごと案内する「愛顔の子育て応援アプリきらきらナビ」が昨年12月から運用開始されたことなどから、「くれよん」の発行は中止することとしました。

次に、1ページNo. 5の子育て支援相談体制の充実をご覧ください。現在、子育てひろばラトルで行っております利用者支援事業につきまして、平成28年度は実施箇所を1か所増設する予定としております。ただし、この増設につきましては、特定型に位置付けられる子育て支援課内に設置するものです。

続きまして、2ページNo. 13の校區別子ども・子育て会議の設置をご覧ください。今年度の実績は未実施となっており、課題欄にありますように、子育てにとどまらず、あらゆる行政課題の解決が各校区に求められていることから、屋上屋を重ねることのないよう、実態把握を踏まえた調査研究を進めながら、具体的な取り組み手法の十分な検討協議を行いたいと考えております。

次に、2ページNo. 15の子育て家庭応援プロジェクト事業の推進をご覧ください。H27実績見込が「子育て応援パスポート交付事業のみ実施」と記載しておりますが、今年度は子育て家庭応援券交付事業も実施しておりますので、誠に申し訳ございませんが、27年度実績見込については、「子育て家庭応援券交付事業及び子育て応援パスポート交付事業を実施」に訂正をお願いします。合わせて、H28対応方針欄の「継続実施」を「子育て応援パスポート交付事業のみ継続実施」に訂正をお願いします。

次に、3ページNo. 19の休日保育事業の実施をご覧ください。平成24年5月から市が事業を委託し、新居浜八雲保育園で実施してまいりましたが、今年度で終了することとなり、来年度からは社会福祉法人すいよう会が運営するすいよう会事業所内保育施設ひまわり乳児園で実施することとなります。

続きまして、3ページNo. 20の認定こども園の整備をご覧ください。H27実績見込が未実施となっておりますが、認定こども園泉幼稚園が開設されましたので、「未実施」ではなく「1施設」、合わせて「H27評価内容」を「設定レベルを達成」に修正をお願いします。なお、今のところ平成28年度の移行予定はないため、平成29年度以降の認定こども園への移行に向けた協議を継続してまいりたいと考えております。

次に、3ページNo. 21の地域子育て支援拠点事業の充実をご覧ください。平成31年度の目標値を7施設に設定しておりますが、平成28年度に1施設増える見込みであり、合計8施設で実施する予定です。

次に、5ページNo. 42幼稚園就園奨励補助金の給付とNo. 44保育料等利用者負担の見直しをご覧ください。この2つにつきましては、子ども・子育て支援新制度が施行されるにあたり、国の徴収基準額を上限として、保護者負担の軽減を図ったところですが、平成28年度におきましても、さらなる負担軽減を図る予定としております。なお、この件につきましては、この後の議題でも説明をさせていただくことといたします。

次に、7ページNo. 58の職場参観・ファミリーデーの設定をご覧ください。こちらにつきましては、今年度未実施であったことから、ワークライフバランスの普及に合わせて、職場参観等の取り組みを紹介することを考えております。

続きまして、8ページNo. 70の障がい児保育事業の充実をご覧ください。H27実績見込にありますように、対象児童が増加し、これに伴い加配保育士も増えていることから、当該事業を継続実施することはもちろんなのですが、このことが影響し、通常保育での保育士数が十分に確保できず、待機児童の発生要因にもなりかねないという側面があることをご理解いただければと思います。

次に、9ページNo. 80の保育所等訪問支援の推進をご覧ください。こちらにつきましては、従来から実施している各施設に対する巡回相談は行っているものの、保育所等訪問支援事業の実施には至ってはいない状況にあるため、まずは、実施につな

げるよう保護者への十分な周知から始める必要があるものと考えております。

次に、10ページNo. 81の幼保小連携推進モデル事業の実施をご覧ください。

こちらにつきましては、県のモデル事業終了により未実施であったことから、今後は幼保小連携推進協議会の中での対応を進めてまいります。

次に、10ページNo. 83の子どもへの暴力防止活動の実施をご覧ください。今年度は実施したものの設定レベルは未達成であったことから、今後は全市的な効果が得られるよう、多くの小学校での実施を検討するとともに、就学前についても、小学校での実績を踏まえて、モデル的な取り組みの検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、10ページNo. 86の女性総合センターにおける子育て講座の実施をご覧ください。子育て講座の実施につきましては、3年が経過したことから、同様の内容は休止することとし、新たな講座内容を検討してまいります。

続きまして、11ページNo. 92のイクじい・イクばあ孫育て教室の実施をご覧ください。こちらにつきましては、今年度は未実施でしたが、実施に向けた情報収集を行うことによりまして、平成28年度から実施する予定といたしております。

次に、11ページNo. 96地域子育て人材バンクの活用とNo. 97地域子育て支え合い推進事業の推進をご覧ください。この2つにつきましては、今年度はいずれも未実施でしたが、引き続き実施に向けた情報収集を継続して行うとともに、来年度から実施を予定しているイクじい・イクばあ孫育て応援事業と関連付け、効果的な連携を進めてまいりたいと考えております。

最後に、12ページNo. 103子育て支援イベントの開催をご覧ください。こちらにつきましても、今年度は未実施でしたが、イベントの規模や内容にもよりますが、関係する施設や団体等が複数にまたがることになるため、イベント開催に向けた実行委員会のような組織を立ち上げ、関係者間での協議を進めることから始める必要があるものと考えております。

以上で、長くなりましたが、「新居浜市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（平成27年度実績見込）について」の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

#### 【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

#### 【合田史委員】

No. 44の保育料等利用者負担の見直しについては、市独自の取り組みを進めてもらいたいですが、多子世帯に対する負担軽減措置ではなく、第1子を産まないことが問題であるため、2子目・3子目に目を向けるのではなく、第1子に対す

る負担軽減を図ることについてどのように考えているか？また、多子世帯への支援は貧困の再生産につながる面があることに注意が必要である。

**【事務局】**

多子世帯に対する負担軽減措置については、国が進める幼児教育無償化への段階的な取り組みの流れがあり、市としてもこれに沿った対応を進めることとしています。担当課としても第1子目が大事な問題（ポイント）であると認識しており、県内でトップレベルにある保育料を一気に無料にすることはさすがに無理でも、まずは県内平均レベルまで下げることについて庁内での会議に提案しましたが、結果としては多子世帯に対する負担軽減措置が決定された経緯があります。担当課としては、引き続き第1子目を増やす施策の実現に向けて取り組みたいと考えています。

**【神野委員】**

No. 42 幼稚園就園奨励費補助金の給付について、多子世帯に対する負担軽減措置は保育園・幼稚園ともに360万円未満の世帯が対象となる統一的な取り扱いとなるのか？市によって対応に違いがあるようだが。

**【事務局】**

国が進める施策に沿って、当市においては保育園・幼稚園ともに統一的な取り扱いとする予定です。

**【合田史委員】**

No. 70 障がい児保育事業の充実における設定レベルとは、具体的にどういふものなのか？

**【事務局】**

障がい児保育事業を継続するだけでなく、その充実を図ることとしていますが、具体的に数値化することは難しいと思われるため、内容的には各園に入所を希望する障がい児を受け入れ、必要とされる保育士を配置することについて、現在市が行っている処遇検討児審査会での審議及び点数化による加配保育士数の決定など一連のシステムを、できるだけ現場の実態に沿った形とするための見直しを進めるとともに、当該システムでの対応に限界がある場合には、別の形での障がい児保育対策を検討することなどが障がい児保育事業の充実につながるものと考えています。

**【合田史委員】**

処遇検討児審査会の結果に対する不服（異議）申し立てはできるのか？

**【事務局】**

処遇検討児審査会の結果について、思いどおりにならなかった場合の異論はあろうかと思いますが、現在のルールではそのような制度を設けてはおりません。

**【合田史委員】**

現在、障がい児保育の加配保育士については、1人当たり約250万円が委託料の基準となっているが、障がい児対応に熟練したベテラン保育士についてこの単価では実態に合わない。また園として必要と考える加配保育士数が認められなければ、園負担で加配保育士を雇用することとなる。その結果、障がい児を受け入れれば受け入れるほど園の持ち出しが増えるということになるため、委託料の増額を考えてもらいたい。

**【事務局】**

合田委員さんが運営される朝日保育園のような障がい児加配に対する長年の実績がある園のベテラン保育士さんと経験の浅い加配保育士さんとをひとくくりに行っていること、また処遇検討児審査会での加配保育士数の決定と園で必要と考える加配保育士数の差が生じることによって園負担が増大することについては認識しているため、障がい児保育事業の充実の中で検討することとします。

**【渡部会長】**

議題（1）については、このあたりで終わらせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

それでは、議題（2）「平成28年度予算案における子ども・子育て支援新制度の状況新制度について」と議題（3）「平成28年度における本市子ども・子育て支援施策一覧（新規及び変更分）案について」の2件を合わせて事務局から説明をいただいた後、質疑を行います。事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、議題（2）「平成28年度予算案における子ども・子育て支援新制度の状況について」及び議題（3）「平成28年度における本市子ども・子育て支援施策一覧（新規及び変更分）案について」の2件についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料「平成28年度予算案における子ども・子育て支援新制度の状況について」をご覧ください。

まず、1ページでは、平成28年度における子育て・医療・介護・年金の社会保障4経費の充実に充てるべき財源1,53兆円のうち、5,600億円（約37%、3

分の1以上)を子ども・子育て支援に投入することとなっております。

次に、2ページ・3ページでは、子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上に充てられる5,600億円の主な内容と新制度施行時から国が公言してきた0.7兆円の財源確保と5,600億円との開きはあるものの、0.7兆円の範囲内で実施する事項が5,600億円で実施できる説明が記載されています。

次に、4ページから6ページまでは、平成28年度内閣府予算案の主要施策について記載されており、その中で主なものとしましては、5ページ中段にあります多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減(幼児教育の段階的無償化を含む)であり、内容といたしましては、ここに書かれておりますように、年収約360万円未満相当の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充し、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化することとなっております。

続きまして、7ページから12ページまでは、平成28年度厚生労働省予算案の主要施策について記載されており、その中で主なものとしましては、7ページ中段にあります保育所等の整備支援のうち、③小規模保育整備事業が新規項目として対象になりました。また、8ページから9ページにかけては、全国的な課題となっている保育士不足の状況を改善し、保育の量拡大を支える保育士を確保するため、保育士確保対策、保育士資格取得と継続雇用の支援及び保育士の質の向上と保育人材確保のための研修を一つのパッケージとして引き続き積極的に取り組むこととなっております。

また、9ページ下段の枠内にあります保育所等におけるICT化の推進として、保育士の業務負担の軽減を図るための保育システムの購入や子どもの見守りのためのカメラの設置について、27年度補正予算にて措置されております。

次に、13ページと14ページにつきましては、平成28年度文部科学省予算案の主要施策について記載されており、その中で主なものとしましては、内閣府予算案の内容と重複いたしますが、幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進(多子世帯への保育料軽減の強化)を実施することとなっております。

また、14ページにありますように、幼児教育の環境整備の充実として、認定こども園の整備については、現在県が造成している安心こども基金を積み増すとともに、終期を平成28年度末まで延長することにより、対応することとなっております。

続きまして、15ページから19ページまで幼児教育無償化の段階的取組につきまして、多子世帯の保育料負担軽減とひとり親世帯等の保育料負担軽減、さらにはこれに伴う幼稚園就園奨励費補助について、具体的な内容が示されております。

最後に、19ページから26ページまでは平成27年度補正予算(保育対策関係)の概要について記載されています。

内容といたしましては、先ほどご説明いたしました保育所の設備等については20



ページに、保育所等におけるICT化推進等については21ページに、保育人材確保のための取組の推進については22ページから26ページに記載されております。

以上で、「平成28年度予算案における子ども・子育て支援新制度の状況について」の説明を終わります。

続きまして、お手元の資料「平成28年度における本市子ども・子育て支援施策一覧（新規及び変更分）案について」をご覧ください。

まず、国における平成28年度子ども・子育て支援に係る予算案及び新居浜市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度実績見込）を踏まえ、本市における平成28年度子ども・子育て支援施策のうち新規及び変更分につきまして、ご説明をさせていただきます。なお、この内容につきましては、2月定例市議会における予算議案として提出され、議決された後に正式決定となるものですので、現時点においては実施内容及び予算額は案としての取り扱いとなることをご了承ください。

先ほどご説明をいたしました新居浜市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（平成27年度実績見込）と重複する部分もありますが、まず、子育て支援相談体制の充実につきましては、基本型として子育てひろばラトルにおいてこれまで行ってきました利用者支援事業を新たに1か所増やしまして、特定型となる子育て支援課での開設を予定しております。

次に、休日保育事業の実施につきましては、平成24年5月から新居浜八雲保育園において実施してまいりましたが、同園での実施は今年度限りとなり、平成28年度からはすいよう会事業所内保育施設ひまわり乳児園で実施することとなります。

次に、地域子育て支援拠点事業の充実につきましては、現在市内7か所において実施しておりますが、平成28年度は新たに上部地区に1か所増設し、全部で8か所とする予定です。

次に、就学前医療費等の助成につきましては、従来の子ども医療費助成を拡大し、現在は入院費が中学校卒業まで、歯科外来が小学校卒業までが助成対象となっておりますが、平成28年10月診療分からは中学校卒業までの入院・外来医療費を助成対象といたします。

次に、幼稚園就園奨励補助金の給付及び保育料等利用者負担の見直しにつきましては、国が進める幼児教育の段階的無償化に伴い、多子軽減に伴う多子計算の年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当の世帯の第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化するとともに、ひとり親世帯等の第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化することとしております。また、これに加えて、市の独自軽減策として、所得制限は設けずに、小学校3年生以下を対象に第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化にする取り組みを行います。

最後に、イクじい・イクばあ孫育て教室の実施につきましては、イクじい・イクばあ応援事業として取り組み、孫育てガイドブックを作成するとともに、イクじい・イクばあ養成講座を開催することとしています。

また、これらとは別に、子ども・子育て支援新制度に基づく認定こども園及び地域型保育事業につきましては、現在のところ平成28年度に開設の予定はなく、また私立幼稚園におきましても、新制度へ移行する予定はないことを参考までにご報告いたします。

以上で内容を端折った説明となりましたが、「平成28年度予算案における子ども・子育て支援新制度の状況について」と「平成28年度における本市子ども・子育て支援施策一覧（新規及び変更分）案について」の説明を終わらせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

**【渡部会長】**

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

**【合田幸委員】**

地域子育て拠点事業の増設は、上部地区のどこを予定しているのか？

**【藤田次長】**

上部地区において、地域子育て拠点事業所の空白エリアが船木・角野校区となっているため、そこをカバーできる場所を考えています。

**【合田史委員】**

保育士確保については、大都市での募集に人をとられている状況が見られるため、新居浜市として後れをとっている。県外の保育士養成校に対しては、求人募集を行っているのか？

**【事務局】**

近年の保育士不足の状況を踏まえ、公立園では人材を確保し、職員体制を整備する立場にある人事課において、県外の保育士養成校に対しても以前から募集要項の送付は行っています。しかしながら、民間とは違って、どうしても確保しなければならないという思いが伝わらないせいか、実際の雇用にはつながっていないのが実状です。

**【合田幸委員】**

今治から香川の間に保育士養成校がないため、分校でも構わないので、東予地区に誘致するという考えはないか？

**【事務局】**

貴重なご提言として受け止めさせていただきます。

**【合田史委員】**

保育士を確保するためには、雇用条件を見直し、給料を上げるしかない。潜在的保育士がいるにもかかわらず、コンビニで働くのと変わらない給料であれば、あえて保育士になろうとはならない。保育士の給与を引き上げるための市独自加算などを考える必要がある。

**【事務局】**

引き続き保育士確保に向けた有効策について検討してまいります。

**【渡部会長】**

議題（２）と（３）については、このあたりで終わらせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

それでは、最後の議題（４）「子ども・子育て支援新制度に基づく各主体別役割について」事務局から説明をいただいた後、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、最後の議題である「子ども・子育て支援新制度に基づく各主体別役割について」ご説明させていただきます。

この件につきましては、８月に開催されました当会議におきまして、資料提示をさせていただいた後、あらためて９月から１０月にかけて再調査をさせていただき、委員の皆様のご意見や考え方をまとめるだけではなく、子ども・子育て支援新制度の対象施設である公私立保育園及び地域型保育事業所に対しても同様の調査を行い、その結果をまとめた資料を事前配布させていただいたところです。

これらの結果を踏まえまして、子ども・子育て支援新制度に基づく各主体別役割一覧表を事務局案としてまとめた上で、この取り扱いにつきまして、あらためて委員の皆様のご意見をお伺いするために、本日の議題とさせていただきました。

この議題につきましては、８月の当会議でもお知らせいたしましたように、新居浜市としてここにおられる委員の皆様方の総意として、当会議として一定の考え方を提示することにより、それを広く市民の方に知っていただくだけではなく、この考え方を共通の土台として今後の各種子ども・子育て支援施策の取り組みを進めていくことが、より大きな効果をもたらすことにつながるのではないかと考えております。

そのため、意見等提出票に書いておりましたように、①各主体別役割の比率②各主体別役割の具体的内容③各主体別役割の公表等の取り扱いの３点につきまして、ご審議をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

前置きが長くなりましたが、お席の方にお配りしております「子ども・子育て支援新制度に基づく各主体別役割一覧表（事務局案）」をご覧ください。まず、各主体別役割の比率につきましてご説明します。

まず、本日、当会議の委員でもありますががやき保育園の明比園長から、かがやき保育園の保護者〔家庭〕の比率と行政〔自治体〕の比率が逆になっているとの指摘がございましたので、修正させていただきました。その結果、子ども・子育て会議委員の皆様をはじめとする公立保育所、私立保育所、地域型保育事業所等における各主体の比率を合計し、単純平均した数値が一番下の左側にあります保護者〔家庭〕が48.5%、行政〔自治体〕が14.5%、施設〔保育所等〕が20.0%、事業者〔企業等〕が9.7%、住民〔地域〕が7.4%で、端数処理の関係で合計100.1%の結果となりました。この数字につきまして、事務局案といたしまして、保護者〔家庭〕を50.0%、行政〔自治体〕を15.0%、施設〔保育所等〕を20.0%、事業者〔企業等〕を10.0%、住民〔地域〕を5.0%の合計100.0%と設定いたしました。

本市における子ども・子育て支援の総体を100とした場合に、保護者の役割が占める比率はちょうど半分ということになり、残りの半分を保護者以外の各主体が役割を担うというイメージになろうかと思えます。別の言い方をすれば、保護者は子ども・子育てに関して100%のすべてを抱え込む必要はないんですよ、そのうちの半分は保護者以外の主体がそれぞれの役割を担います、そのかわり子どもの保護者として担うべき50%の役割についてはきちんと果たしてくださいよというメッセージとしてとらえていただければと考えております。もちろん、保護者や家庭の事情によって、50%の役割を果たせないケースもあろうかと思われそうですが、だからといって、基本原則に位置付けるべき部分に目を向けず、それを考えようとしなのは子ども・子育て支援に対しては、無責任な態度であると言わざるを得ません。50%が高い・低いという受け止め方は人それぞれだと思いますが、大切なことは、保護者だけに子育てを任せておけばよいという時代ではないということと、保護者はもちろん、保護者以外の関係者が子ども・子育て支援に関わる内容を明らかにした上で、関係者間で共通認識を図り、連携する必要があるということだと考えております。

保護者以外の比率として、高い順に並べますと、施設〔保育所等〕、行政〔自治体〕、事業者〔企業等〕、住民〔地域〕となりましたが、子ども及び保護者との直接的な関わり方の度合いから考えて、妥当な結果ではないかと考えております。

次に、各主体が果たすべきと思われる内容をご覧ください。時間の関係上、それぞれの内容の説明は割愛させていただきますが、今回の調査にご回答いただいたほとんどの方に共通する事項について、事務局として整理統合させてもらった上で、備考欄に事務局として考える留意事項について記載をさせていただきました。

具体的なものと抽象的なものが混在した要素はありますが、新居浜市における子ども・子育て支援施策、特に新居浜市子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図

っていく上においては、いずれの内容も押さえておくべきものであり、具体的施策の実施の可否を判断する上での尺度（判断基準）にも位置付けられると考えておりますので、特に、この点につきましては、各委員の皆様方からのご意見等をいただければと思います。

さらに、このことを本日の議題に設定したタイミングで、先日インターネットに行政の立場からするとびっくりする情報を見つけましたので、ご紹介させていただきます。皆様のお席にお配りをいたしました「保育園落ちた日本死ね!!!」の資料をご覧ください。保育園の入所申し込みをした結果、入所できなかった保護者の不平不満が爆発した心の叫びなのですが、世間の気を引くための言葉遣いのご愛嬌としても、ここまで利己的で公共意識に欠ける保護者が行う子育てとは一体どういうものなのか、またそこで育てられた子どもはどのような大人になるのかと空恐ろしくなりました。

それを是正するための社会的な装置が、保育園等の施設であったり、行政であったり、地域であるのかもしれませんが、恐らくこの手の人間に対しては、あまり効果は得られないのではないかと思います。SNS（ソーシャルネットワークワーキングシステム）によるコミュニケーションが当たり前の世の中で、好き勝手に言いたい放題のことを言い、それに対して一時の感情に流され、同調するような世の中が果たして望ましいのかどうか、大きな疑問と不安を抱いております。せっかくの機会ですので、各委員の皆様方のご感想をお聞かせいただければと思います。

また、本日、何人かの委員さんから意見等提出票の提出があり、その中で高橋委員さんから「公立保育所の各主体の比率の中で、他の主体に比べて保護者の比率が高く、施設の比率が低いのはなぜか？」という質問がありましたので、お答えさせていただきます。ちょうど今月上旬に公立園長会がありましたので、その際にこの資料を提示したところ、園長の方から保護者の比率が高く、施設の比率が低い理由については、公務員の立場において、子育ての第一義的責任は保護者にあると明文化した国の考えを踏まえたことと私立園に比べると公立園長の持つ裁量権に制約があることから、施設を運営する立場の違いが出た結果ではないかという意見があったことをご報告しておきます。

以上で、長くなりましたが、「子ども・子育て支援新制度に基づく各主体別役割について」の説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしく願います。

#### 【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。あらかじめ事務局から意見等提出票の提出依頼もありましたが、特に何かご意見・ご質問はございませんか？

#### 【合田史委員】

公立保育所の保護者〔家庭〕に対する比率が73.6%と高い数字となってい

るが、昔と違って、今は子どもが屋外で自由に遊び、子ども同士が集団で関わり合いを持てる時代ではない。その結果、子ども対親の関係だけにしてしまうことは好ましくなく、保育所の中で子どもを育てることがなければ子育ては成り立たない、つまり保護者の責任を重くすることは現実的ではないと考えている。

また、この結果をもって、公立保育園の民営化に結び付けるようなことはやめてもらいたい。この点については、議事録に残しておいてください。

**【事務局】**

わかりました。

**【高橋委員】**

私自身は子どもを持つ親として、保護者〔家庭〕の責任は100%と思っているが、公立保育園の保護者〔家庭〕の役割が他に比べてとても高いため、これを見た保護者がどう感じるかと思って質問しました。具体的な個人名（施設名）を出すことになれば、不平不満や場合によってはトラブルにもなりかねないと思います。

**【事務局】**

各主体別役割の比率を公表するとすれば、全体合計〔単純平均〕の数値を提示することを考えています。

**【八子委員】**

各主体別役割の比率の数値化については悩みました。特に、保護者〔家庭〕の数値を出すことによって、保護者にその責任を負わせられない面があるし、場合によっては追いつめられたということになりかねないのではないかとも思いました。数値化したからといって、確定したものにはならないため、全体を単純平均した数値に決めることも理解できるが、現実とかけ離れないようにするためには、行政に責任があると考えています。

**【明比委員】**

昨年までは認可外保育施設として、自分なりのやり方でやってきた面があるが、本年度から認可されたことにより、果たすべき役割を感じている。保護者や社会の状況が変わったことにより、行政や施設の役割が大事なのだと思います。

**【岡田委員】**

この調査に対して、私は保護者〔家庭〕の比率を60%としました。でも、実際のところは、仕事や家事と両立するため、育児の80%は泉幼稚園にお世話に

なっている気がします。子育てに当たって、どの施設を選ぶかといった保護者の考え方をしっかりと持ち、主体的に関わっていくことが大事だという思いがあります。この調査を行うことで、何に重きを置いているかというみんなの考え方を共有することができたため、個人的には草の根運動のような形でまわりに伝えていければと思っています。

**【近藤委員】**

公立園が行っている一時保育を利用しようとしたら、家庭で子どもをみるような言い方をされたという話を聞き、公立保育所の保護者〔家庭〕の比率を見て納得したところがあります。全体的な数値を提示することで、保護者にも責任はあるが、保護者以外の主体を使って、子育てをすればよいというメッセージが伝わればいいのではないかと思います。

**【三並委員】**

子育てに関する各主体について、何らかの形で数値化することは必要ではないか。数値化したとしても、100%完全なものではないため、各主体がこの結果を参考に理解と協力を進めていけばよいと考える。各主体の結果を集約して公表することは構わないと思う。

**【渡部会長】**

それでは、いろいろなご意見やご質問が出されましたので、そろそろまとめさせていただきたいと思います。事務局から提出依頼がありました意見等提出票に基づきまして、まず、各主体における役割の比率表示については、全体合計〔単純平均〕の数値を公表するとともに、今後の各種子育て支援策を進めていく上で基になる資料として取り扱うこととしてご承認いただけますでしょうか？

－ 承 認 －

**【渡部会長】**

ありがとうございました。それでは続きまして、各主体別役割の具体的内容の提示について、事務局案でご承認いただけますでしょうか？

**【合田史委員】**

施設〔保育所等〕の項目で、「保育所での保育、」とあるが、保育所においても教育は行っているため、修正してもらいたい。

**【事務局】**

「保育所及び幼稚園での保育と教育を」に修正します。

**【高橋委員】**

施設〔保育所等〕の項目で、「保護者の相談に乗り」とあるが、相談だけではなく、保護者を育てると言った要素も含まれるため、修正をお願いしたい。

**【事務局】**

「保護者を支援し、」に修正します。

**【渡部会長】**

お二人の委員から修正意見が出ましたが、修正後の内容で各主体別役割の具体的内容を提示することについて、ご承認いただけますでしょうか？

－ 承 認 －

※当会議で配布した資料については、そのまま公表することにならなかったため、修正を加えたものを公表資料とする。

**【合田史委員】**

事務局から配布のあった「保育園落ちた日本死ね!!!」について一言言わせてください。こういったブログによる世間の反響は大きく、炎上といった話も聞くところであるが、言葉は悪いが、ここで言っていることは間違っていないと思っている。社会とつながる場のない保護者がこのような書き込みをするのであり、こういう保護者を育てることが保育園の役割だと認識している。

**(3) その他**

**【渡部会長】**

それではそろそろ予定の時間も迫ってまいりましたので、「その他」の議題に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、その他の事項として、事務局から2点申し上げます。

まず、1点目は、2月号の市政だよりをご覧いただいた方もいらっしゃるかもしれませんが、入所申込児童数が施設の受入可能児童数を上回っていたことから、入所が厳しい状況にあるとのアナウンスを行いました。

現在、28年度における保育所等の入所調整作業の終盤に入っておりますが、今のところ、第一希望園への入所は難しくとも、市内いずれかの施設には入所ができる



状況、つまり待機児童は発生しないとの見通しを持っております。

しかしながら、4月以降年度途中での随時の入所希望に対する受け入れは難しいものと思われ、当面は予断を許さない状況が続くものと認識いたしております。

次に、2点目は今後の当会議の開催予定についてですが、本年度は2年間の委員任期が満了し、委員改選があったため、2回の開催となりましたが、平成28年度は年1回、毎年の事業計画の進捗状況を把握するための会を開催する予定です。開催時期につきましては、これまでの例にならい、毎年2月を予定しておりますので、あらかじめ各委員の皆様の日程調整を行った後、開催案内を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、今後子ども・子育て支援新制度に関する国からの通知・通達が出され、市の対応に影響を及ぼす場合には、各委員の皆様方に随時情報提供をさせていただくとともに、当会議での審議等が必要であると判断した場合には、臨時の会議を開催させていただくこともあり得ることをご了承ください。

なお、各委員の皆様の方からも、何か気になる点やわからない点などがございましたら、どんなことでも構いませんので、事務局の方までご連絡いただければと思っております。引き続き、本市の子ども・子育て支援に関しまして、これまでと変わらぬご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### 【渡部会長】

それではこのあたりで本日の会議を終了させていただければと思いますが、今後、また何かお気づきのことがございましたら、事務局の方までご連絡をいただければと思います。

これもちまして、第11回新居浜市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。委員の皆様には最後までご協力いただきまして、ありがとうございました。本日は誠に疲れさまでした。

以 上